

参 考 資 料

阿波市健康増進計画・食育推進計画策定委員会設置要綱

阿波市健康増進計画・食育推進計画策定委員会名簿

阿波市健康増進計画・食育推進計画作業部会名簿

BMIについて

肥満度について

参考資料

阿波市健康増進計画・食育推進計画策定委員会設置要綱

第1条 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の規定により、阿波市の実情に即した総合的、具体的な市民の健康づくり計画及び食育推進計画を策定するため、阿波市健康増進計画・食育推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会の所掌事務は次のとおりとする。

- （1）健康増進計画・食育推進計画の基本方針に関すること
- （2）健康増進計画・食育推進計画の調査及び研究に関すること
- （3）その他健康増進計画・食育推進計画の策定に関し必要な事項に関すること

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、任命する。

- （1）保健福祉関係機関に属する者
- （2）医療関係機関に属する者
- （3）教育関係機関に属する者
- （4）市民団体に属する者
- （5）市職員
- （6）学識経験者
- （7）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第7条 委員会は、計画策定に必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、作業部会を設置する。

2 作業部会は、計画に関する事項について調査、研究し、その成果を委員会に報告するものとする。

3 作業部会は、別表に掲げる関係機関等の関係者をもって充てる。

4 作業部会を統括するため部会長を置き、部会長は部会員の互選により選出する。

5 部会長は、作業部会の会務を総理し、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年5月17日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第7条関係）

<p>妊娠から6歳</p>	<p>主任児童委員代表 子育て支援団体 市幼稚園PTA代表 市保育所保護者会代表 市幼稚園職員代表</p>	<p>市保育所職員代表 市保育所栄養士代表 児童館職員代表 ヘルスマイト2名</p>
<p>小1～高3</p>	<p>主任児童委員代表 阿波町農協代表 市内小学校PTA代表 市内中学校PTA代表 市内小学校養護教諭代表 市内中学校養護教諭代表</p>	<p>市内高等学校養護教諭代表 市内給食センター栄養士代表 学童保育（伊沢キッズ代表） 自閉症親の会（コスモス）代表 ヘルスマイト2名</p>
<p>19歳～64歳</p>	<p>市内企業代表 市場町農協代表 板野郡農協代表 青少年ホーム代表 市消防団代表</p>	<p>地域活動支援センター（アスカ） 地域活動支援センター（スマイル） 農業後継者代表 ヘルスマイト2名</p>
<p>65歳以上</p>	<p>阿波郡東部農協代表 老人会及び友愛訪問員代表 シルバー人材センター職員 社協職員（在宅福祉担当） ボランティア協会</p>	<p>文化協会 体育協会役員及び民生委員代表 自主グループ代表 ヘルスマイト2名</p>

ほか、関係課市職員が各グループに加わる。

阿波市健康増進計画・食育推進計画策定委員会委員名簿

氏名	所属	備考
大久保 卓	阿波市医師会長	
稲井 秀樹	阿波市歯科医師代表	
岡本 道子	阿波市社会福祉協議会事務局長	
沖津 正紀	阿波市民生児童委員会会長	委員長
坂東 直道	阿波市老人クラブ会長	
松永 敬	阿波市商工会会長	
多田 智子	市内中学校校長代表（土成中学校）	副委員長
湯佐 麗子	阿波市食生活改善推進協議会会長	
笠井 恒美	あわスポーツクラブ代表	
倉橋 佳英	吉野川保健所長	
三宅 祥寿	阿波市副市長	
森口 純司	阿波市教育委員会教育次長	
田村 豊	阿波市産業経済部長	
松永 恭二	阿波市健康福祉部長	
兼松 満	阿波市幼稚園・保育所代表	

阿波市健康増進計画・食育推進計画作業部会員名簿

グループ	氏名	所属	部会長
育つ世代 妊娠から6歳	廣海 美穂子	主任児童委員代表	
	原田 成代	子育て支援団体（吉野なかよしキッズ）	
	酒井 宏美	市幼稚園 PTA 代表（土成中央幼）	
	安原 千鶴	市保育所保護者会代表（久勝保）	
	姫田 敦子	市幼稚園職員代表（土成中央幼）	
	秋山 文江	市保育所職員代表（久勝保）	
	三浦 信代	市保育所栄養士代表（伊沢保）	
	寺井 加代子	子育て支援課	
	岡本 正和	学校教育課	○
	富士田まゆみ	児童館職員代表（八幡児童館）	
	堀尾 榮子	食生活改善推進員（土成支部）	
	高木 幸子	食生活改善推進員（吉野支部）	
成長する世代 小学生から高校生	清水 秀美	主任児童委員代表	
	武澤 輝昭	阿波町農協代表	○
	中島 茂範	市内小学校養護部会代表（土成小）	
	山根 香代	市内中学校養護教諭代表（吉野中）	
	矢部 純也	市内小・中学校 PTA 代表（八幡小）	
	森 麻衣子	市内高等学校養護教諭（阿波西高）	
	中西 貞美	阿波学校給食センター栄養教諭	
	藤井 深雪	板野郡西部給食センター栄養教諭	
	藤川 仁美	学童保育（伊沢キッズ代表）	
	松岡 泰代	自閉症親の会（コスモス）代表	
	須見 哲子	食生活改善推進員（市場支部）	
大串 駿代	食生活改善推進員（吉野支部）		

グループ	氏名	所属	部会長
青年・実年 世代 19歳から 64歳	竹森 和江	企業（十川ゴム株式会社）	
	近藤 慎治	市場町農協代表	
	渋谷 智	板野郡農協代表	
	坂本 貴也	青少年ホーム会員代表	
	安岡 治宣	市消防団代表（団長）	
	新居 淳子	地域活動支援センター（アスカ）	
	原 美智子	地域活動支援センター（スマイル）	
	小橋 崇之	阿波町農業後継者クラブ	
	村山 智江子	食生活改善推進員（土成支部）	
	松永 洋子	食生活改善推進員（阿波支部）	
	妹尾 秀人	社会教育課	○
	<small>こうれい</small> 幸齢世代 65歳以上	伊月 雅治	阿波郡東部農協代表
近藤 敏子		老人会と友愛訪問員兼務	
三木 裕子		シルバー人材センター職員	
種盛 聡		社協職員（在宅福祉担当）	
加藤 ハルコ		ボランティア協会（市場副会長）	
山下 新市		文化協会 会長	○
田村 二男		民生委員と体育協会役員兼務	
宮川 治		自主グループ（にこにこクラブ代表）	
佐藤 照代		食生活改善推進員（阿波支部）	
森 三七子		食生活改善推進員（市場支部）	
大塚 洋一		農業振興課	

BMI (Body Mass Index) について

BMIとは、身長と体重から肥満の程度を知る方法で、現在国際的にも認知されている表記方法です。統計上BMI 22前後が最も病気にかかりにくいことが示されており、日本肥満学会では、BMIの標準値を“22”と提言しています。

	低体重	普通体重	肥満Ⅰ	肥満Ⅱ	肥満Ⅲ	肥満Ⅳ
判定	18.5未満	18.5以上 25.0未満	25.0以上 30.0未満	30.0以上 35.0未満	35.0以上 40.0未満	40.0以上

$$\text{BMI計算} = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)}^2$$

肥満度について

肥満度とは、標準体重に対してどのくらい体重がオーバーしているかをパーセントで算出し判定するものです。

$$\text{肥満度 (\%)} = (\text{体重} - \text{標準体重}) \div \text{標準体重} \times 100$$

マイナス 20%以上	…	標準以下	
プラスマイナス 20%以内	…	標準体重	
プラス 20~30%まで	…	軽度肥満	} 肥満
プラス 30~50%まで	…	中等度肥満	
50%以上	…	高度肥満	

◇標準体重◇

標準体重は検診などの全国の平均値をもとに決められており、文部科学省が公開している「学校保健統計調査」に身長別体重の平均値が公表されています。身長が同じでも、年齢、性別によって体形や体組成に差が生じてきますので、標準体重は男女別・年齢別・身長別で算出されています。

$$\text{身長別標準体重 (kg)} = a \times \text{身長 (cm)} - b \quad (\text{※標準体重} = \text{身長別標準体重})$$

年齢	男		女	
	a	b	a	b
5	0.386	23.699	0.377	22.750
6	0.461	32.382	0.458	32.079
7	0.513	38.878	0.508	38.367
8	0.592	48.804	0.561	45.006
9	0.687	61.390	0.652	56.992
10	0.752	70.461	0.730	68.091
11	0.782	75.106	0.803	78.846
12	0.783	75.642	0.796	76.934
13	0.815	81.348	0.655	54.234
14	0.832	83.695	0.594	43.264
15	0.766	70.989	0.560	37.002
16	0.656	51.822	0.578	39.057
17	0.672	53.642	0.598	42.339

← 小4

← 中2

出典；財団法人日本学校保健会『児童生徒の健康診断マニュアル（改訂版）』平成18年